

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

## 徳島国民年金 事案564

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、妻が夫婦一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間について、私のみ納付済期間とされていないことに納付できないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻においては、申立期間は納付済期間となっている。

また、申立人の国民年金加入期間における納付済期間は、申立期間を除き、申立人の妻の国民年金保険料納付済期間と一致している上、申立人が所持する夫婦の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録において、納付年月日が確認できる昭和43年度から46年度までの夫婦の保険料納付年月日は、同日であることが確認できることなど、申立人の申立期間の国民年金保険料のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案565（事案421の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年9月まで  
申立期間当時、近所のAさんが国民年金保険料の集金に来ていたことを妻が思い出した。  
申立期間についても、養母が私の国民年金保険料を納付しており、未納（未加入）とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録及びB市区町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和47年1月4日に国民年金被保険者資格を喪失し、51年10月1日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、47年1月4日から51年9月30日までは任意未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の養母（故人）が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「申立期間当時、近所のAさんが国民年金保険料の集金に来ていたことを妻が思い出した。」と主張しており、申立人の妻も「時期についてははっきり覚えていないが、当時、Aさんが国民年金保険料の集金に来ていたと思う。母が同氏に保険料を納めていたのを見たことがある。」と供述しているが、B市区町村へ照会したところ、申立期間において、申立人が主張するA氏が申立人の国民年金保険

料を収集していたことをうかがわせる回答は得られず、同氏に照会しても、申立期間当時の事情について供述が得られないことから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明であり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案566

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から63年3月まで  
申立期間当時、私は学生であったため、年金に関しては無頓着であったが、国民年金の加入手続や納付については、両親が行ってくれていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得年月日は、平成3年8月13日であることが確認できるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年9月6日にA都道府県において払い出されたことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていたものと推認できる。

また、申立人が、申立期間中に居住していたとするB市区町村及びC市区町村（A都道府県）において、現在払い出されている国民年金手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親も既に死亡していることから、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月15日から45年3月5日まで  
② 昭和48年2月15日から同年3月4日まで

私が持っている船員手帳によれば、申立期間①においては、A事業所のB丸に乗り組み、また、申立期間②においては、C氏所有のD丸に乗り組んでいたことが確認できるが、年金事務所で船員保険の被保険者記録を確認したところ、両申立期間に係る被保険者記録は確認できないとの回答であった。

両申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する船員手帳により、申立人が申立期間①において、A事業所のB丸に雇入れされていたこと、及び申立期間②においてC氏所有のD丸に雇入れされていたことは確認できる。

しかし、船員手帳の記載については、i) 雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を配慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であること、ii) 国土交通省海事局は、「平成17年1月4日以降は、雇入れ手続時に船員保険への加入の有無を確認し、加入していなければ雇入れできない取扱いになっているが、両申立期間当時は、船員保険への加入が雇入手続の必須条件ではなく、同保険への加入状況は確認していなかった。」と回答していることから判断すると、船員手帳に記載のある雇入れ期間をもって、船員保険に加入していたことを推認することはできない。

2 申立期間①については、申立人が所持する船員手帳から判断すると、申立人が、申立期間①において、A事業所が所有するB丸に雇入れされ

ていたことは確認できる。

しかし、申立事業所に当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の船員保険への加入状況、給与からの船員保険料控除等を確認することができない。

また、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が、共に乗り組んでいたとする船長及び機関士3人について、申立期間①における船員保険の被保険者記録は確認できない上、このうち二人から供述が得られたが、申立人が、申立期間①において、給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間①の一部期間において船員保険の被保険者記録が確認できる同僚は一人のみであり、当該同僚に照会したが、申立人のことを記憶していないなど、申立内容を確認できる供述は得られない。

加えて、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①を含む昭和43年6月19日から47年4月1日までの期間に船員保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は確認できず、被保険者番号に欠番も無い。

- 3 申立期間②については、申立人が所持する船員手帳から判断すると、申立人が、申立期間②において、C氏所有のD丸に雇入れされていたことは確認できる。

しかし、船員保険事業所原簿において、申立事業所（C氏）が船員保険の適用事業所に該当したのは申立期間②以前の昭和40年1月5日から41年6月30日までの期間のみであり、申立期間②において、船員保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立事業所の事業主であり、申立期間②において、共にD丸に乗り組んでいたとするC氏は既に亡くなっており、申立人の船員保険への加入状況、給与からの船員保険料控除等に係る関連資料や供述は得られない。

- 4 このほか、両申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月25日から43年8月まで  
厚生年金保険の被保険者期間について年金事務所に照会したところ、A事業所における昭和39年10月25日から40年6月25日までの被保険者記録が確認できた。

しかし、当該事業所では、申立期間を含め約4年間勤務していたと記憶しており、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等13人のうち、連絡先が判明した4人に聴取したが、申立人の申立期間における勤務実態、給与からの厚生年金保険料控除等をうかがわせる供述は得られない。

また、商業登記簿の記録において、申立事業所は既に閉鎖しており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険への加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除等を確認できる賃金台帳等の関連資料や供述が得られない。

さらに、申立人が、申立事業所に勤務していた当時、申立事業所への就職をあっせんしたとしている3人のうち二人については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において氏名が確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立人が、申立内容について確認できる供述が得られるとして名前を挙げた当時の同僚の子等3人に聴取したが、申立人の申立事業所における勤務期間等、申立内容を確認できる供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない上、オンライン記録において、申立人は、申立期間のうち昭和41年5月から同年9月までの期間について、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録において、申立人は、昭和40年6月24日に申立事業所を離職しており、当該記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における被保険者資格の喪失日と符合している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から29年3月まで

申立期間については、A事業所で正社員として勤務し、倉庫整理及び商品の配送業務に従事していた。

申立事業所で勤務していたことは間違いがないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人の正確な退職時期は記憶していないが、申立人が就職した昭和28年の秋頃には、申立人は既に退職していたと思う。」と供述しているところ、申立期間のうち、昭和28年8月以降の期間については、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚3人が記憶する自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違している上、当該同僚のうち一人は、「事業所に入社した当初は見習い扱いであり、入社してから数か月間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることなどから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間を含む昭和27年3月19

日から30年5月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、申立事業所は既に廃業しており、当時の事業主から回答は得られず、人事記録、給与台帳等を確認することができない上、当時の同僚から申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案577

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月から19年9月まで

A事業所に昭和18年3月から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、厚生年金保険被保険者の資格を取得した日が19年10月1日となっている。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された厚生年金保険被保険者名簿によると申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日となっており、当該資格取得日は、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚7人のうち、6人が確認できるところ、6人全員が、申立人と同じ昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の同僚は、死亡又は所在不明であることから、申立事業所における厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることができない。

加えて、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる者のうち、所在の確認できた18人に照会したところ、13人から回答が得られたものの、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない上、12人について、それぞれが供述する勤務開始時期と申立事業所

に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月26日から62年8月21日まで  
A事業所に勤務していた申立期間について、社会保険事務所（当時）の記録上の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間に係る源泉徴収票、給与支給明細書等の関連資料を所持していないことから、A事業所に照会したものの、同社は、「当時の賃金台帳等の関連資料は保管しておらず、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できないが、社会保険事務所へは実際の給与額に見合う報酬月額を届け出ており、届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超えた額の保険料を従業員の給与から控除することは無かった。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、申立人が、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち昭和47年10月から48年10月までの期間（33等級13万4,000円）、49年10月から51年7月までの期間（35等級20万円）、同年10月から52年9月までの期間（36等級32万円）、53年10月から55年9月までの期間（36等級32万円）、58

年 10 月から 60 年 9 月までの期間（35 等級 41 万円）及び同年 10 月から 62 年 7 月までの期間（31 等級 47 万円）に係る申立人の標準報酬月額は、当時の上限の標準報酬月額等級であることが確認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録にある標準報酬月額とも一致しており、標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。